

2 用語の解説

(1) 事業所（商業事業所）

原則として一定の場所(一区画)を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいう。

(2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所。
- ② 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所。
- ③ 主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建設材料（木材、セメント、板ガラス、かわらなど）など）を販売する事業所。
- ④ 製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主として管理的事務を行っている事業所を除く）。例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となる。
- ⑤ 商品を卸売し、かつ同種商品の修理を行う事業所。なお、修理料収入の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず卸売業とする。
- ⑥ 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理または仲立を行う事業所（代理商、仲立業）。「代理商、仲立業」には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

(3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所。
- ② 産業用使用者に少量または少額に商品を販売する事業所。
- ③ 商品を販売し、かつ同種商品の修理を行う事業所。なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業（大分類Qーサービス業（他に分類されないもの））とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。
- ④ 製造小売事業所（自店で製造した商品在那个場所で個人または家庭用消費者に販売する事業所）。例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐店、調剤薬局など。

- ⑤ ガソリンスタンド
- ⑥ 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事業所などがある訪問販売又は通信・カタログ販売の事業所）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所。
- ⑦ 別経営の事業所。官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で、他の事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

（４）単独事業所

他の場所に同一経営の本店、支店、支社、営業所などを持たない事業所（１企業１事業所）をいう。

（５）本所・本社・本店

他の場所に同一経営の支店、支社、営業所などがあって、それらのすべてを統括している事業所をいう。なお、本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「本店」とし、他の事業所は支店とする。

（６）支社・支所・支店

他の場所にある本店などの統括を受けている事業所をいい、支店、支社の名称を持つ事業所のほか、営業所、売店、出張所、企業組合の販売所などの名称で商品の売買を主として行っている事業所を含む。また、上位の本店などの統括を受ける一方、下位の事業所を統括している中間的な地域本店なども支店とする。

（７）従業者

平成19年6月1日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいう。

従業者とは、「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいう。

- ① 「個人業主」とは、個人経営の事業主で、その事業所の実際の業務に従事している者をいう。
- ② 「無給の家族従業者」とは、個人事業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいう。
- ③ 「有給役員」とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けているものをいう。
- ④ 「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」と呼ばれている者で、次のいずれかに該当する者をいう。

- (ア) 期間を定めずに雇用されている者
- (イ) 1 か月を超える期間を定めて雇用されている者
- (ウ) 平成19年の4月、5月のそれぞれの月に18日以上雇用された者

(8) 年間商品販売額

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含む。したがって、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めない。

(9) その他の収入額

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間の販売商品に関する修理料及び仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商業活動（商業販売額）以外の事業による収入額を合計したもので、消費税を含む。

- ① 修理料 商品を販売するかたわら、販売商品に関連した修理を行っている場合、その収入額
- ② 仲立手数料 他人又は他の事業所のために仲立人として卸売業の商品売買のあっせんを行い、その仲立行為から得た手数料
- ③ 製造業出荷額 自店で製造した商品の卸売販売額、原材料を支給し委託生産したものに自社で加工処理して完成させた商品の卸売販売額、受託製造の加工賃収入額
- ④ 飲食部門収入額 飲食できる設備を有し、その場所で料理等を飲食させた収入額
- ⑤ サービス業収入額 販売商品に関連しない各種修理、クリーニング、宅配便取次手数料などのサービスの提供に対する収入額
- ⑥ 上記以外の収入額 ①～⑤以外のその他の収入額

(10) 商品手持額

平成19年3月末現在、販売目的で保有しているすべての手持商品額（仕入時の原価による）。

(11) 販売方法

- ① 現金販売 現金で商品を販売した場合をいう。なお、小切手、商品券、プリペイドカード、デビットカードによる販売も含む。
- ② 信用販売
 - (ア) クレジットカード販売 信販会社等の提供する「クレジットカード」の利用により、商品をクレジット販売した場合をいう。

(イ) 掛売・その他 上記の「クレジットカード販売」以外の信用販売をいう。手形による取引、クレジットカードを用いない割賦販売、非割賦販売等をいう。また、新聞、牛乳の月極販売もここに含む。

(12) 売場面積（小売業のみ）

平成19年6月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く）をいう。

ただし、牛乳小売業、自動車（新車・中古）小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業の事業所については売場面積の調査を行っていない。

(13) 来客用駐車場（小売業のみ）

平成19年6月1日現在で、来客の自動車を一時的に保管できる場所をいう。なお、ガソリンスタンドについては調査をしていない。

専用駐車場と共用駐車場の両方を有している場合は、「専用有」に集計している。

- ① 専用駐車場 自己所有又は契約等により、その事業所が単独で使用できる来客用の駐車場をいう。
- ② 共用駐車場 他の事業所等と共用で使用しており、その事業所が単独で使用できる区画が明確になっていない来客用の駐車場をいう。
- ③ 収容台数 満車の状態で収容できる台数をいい、一日の延べ収容台数ではない。

(14) セルフサービス方式（小売業のみ）

セルフサービス方式とは、①客が値札等により各商品の値段が判るような表示方式をとっていること、②店に備え付けられている買物カゴ、ショッピングカート、トレイなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること、③売場の出口などに設置されている精算所（レジ）において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること、の三つの条件を兼ねている場合をいう。

「セルフサービス方式採用」の事業所とは、上記条件による販売を売場面積の50%以上で行っている事業所をいう。

(15) 商品販売形態（小売業のみ）

- ① 店頭販売 店頭で販売した場合をいう。なお、ご用聞き及び移動販売も含む。
- ② 訪問販売 訪問販売員等が家庭などを訪問して商品を販売した場合をいう。

- ③ 通信・カタログ販売 カatalog、テレビ、ラジオ、インターネット等の媒体を用いてPRを行い、消費者から郵便、電話、FAX、インターネット、銀行振込などの通信手段による購入の申込みを受けて商品を販売した場合をいう。
- ④ 自動販売機による販売 商業事業所が管理している自動販売機で商品を販売した場合をいう。
- ⑤ その他 料理品の宅配、仕出し屋、生活協同組合の「共同購入方式」、新聞や牛乳などの月極販売及び上記以外の販売形態で商品を販売した場合をいう。

(16) 営業時間（小売業のみ）

平成19年6月1日現在での開店、閉店時刻をいい、1時間未満の営業時間は切り捨てとする。なお、調査日が休業及び特別セール等により、開店、閉店時間が通常と異なる場合は、調査日に近い時点の通常の時刻としている。

開店時刻とは、事業所の出入口が開いて来客が自由に入店できる時刻をいい、閉店時刻とは、来客に退店してもらうべき時刻をいう。

牛乳小売業及び新聞小売業に属する事業所は、調査していない。

(17) 年間商品仕入額（法人事業所のみ）

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間の企業全体の商業事業所における企業外からの商品の仕入額をいう。したがって、自企業内の本支店間、支店相互間の振替移動を行った取引額は除く。ただし、国外にある自企業の支店より輸入した場合は仕入額に含む。

(18) 仕入先（法人事業所のみ）

- ① 本支店間移動 自企業内の本支店間、支店相互間又は自企業の他の場所にある工場などから帳簿上、商品の振替えを行った場合。
- ② 自店内製造 事業者が小売販売するためにその場所で商品を製造した場合。
- ③ 生産業者
 - (ア) 親会社 自社の議決権を50%を超えて所有する会社（生産業者）から商品を直接仕入れた場合。
 - (イ) その他の生産業者 上記(ア)を除く生産業者から商品を直接仕入れた場合。
- ④ 卸売業者・その他 他企業の卸売業者、小売業者から仕入れた場合及び生産業者直営の支店、営業所などの販売事業所から仕入れた場合。
- ⑤ 国外（直接輸入） 自社（自分）名義で通関手続を行って国外から商品を直接仕入れた場合。

(19) 販売先（法人事業所のみ）

- ① 本支店間移動 自企業内の本支店間、支店相互間又は自企業の他の場所にある工場などに帳簿上、商品の振替えを行った場合。
- ② 卸売業者 他の卸売業者に商品を卸売した場合。
- ③ 小売業者 小売業者に商品を卸売した場合
- ④ 産業用使用者・その他 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁など）に業務用として商品を卸売した場合。
- ⑤ 国外（直接輸出） 自社（自分）名義で通関手続を行って国外へ商品を直接輸出した場合。